平成２３年（フ）第１６８０号
堺市堺区出島町５丁２番23号
債務者　津田三津子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９４号
大阪府高石市取石１丁目11番19号
債務者　サンドール山桃楼こと口福亭こと　岩山　千寛
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１６９９号
大阪府羽曳野市西浦１丁目10番９号、前住所大阪府藤井寺市林５丁目７番17号
債務者　串屋たつこと　城山　龍弘
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７３０号
堺市北区常磐町３丁21番地14　サンコート21―301号
債務者　播磨　六男
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
福島県会津若松市和田２丁目１番50号　メゾンド・クレール105、前住所福島県郡山市昭和１丁目15番19号
債務者　関　　雅史
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２０４３号
埼玉県蓮田市綾瀬11番16号
債務者　斎藤　佳見（旧姓板東・兒玉）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
広島県三次市向江田町1674番地６
債務者　落合　秀樹
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第４２４号
香川県高松市西春日町1407番地　県住38―１
債務者　大橋　瑞惠
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４２５号
香川県高松市屋島西町2314番地　県営住宅屋島西団地19棟302号室
債務者　及川　佳子（旧姓富家）
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第６５号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１　県営久原第２アパートＡ棟102号
債務者　谷上　幼子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
兵庫県加古川市野口町北野991番地の２
債務者　楠本　和樹
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７４６号
兵庫県加古川市平岡町土山902番地の６　土山ヤングコーポ311号、従前の住所兵庫県加古郡稲美町国岡３丁目５番地の16
債務者　平田　真実
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０２３号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目11番８―101号　大地マンション
債務者　岩山　美惠
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６９号
広島市安佐南区祇園２丁目１番34―202号
債務者　本藤　雪絵（旧姓木本）
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９号
秋田県大館市片山字八坂９番地８、前住所秋田県大館市字水門前119番地、２―14号
債務者　田中浩太郎（旧姓西嶋）
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１７９６号
京都市伏見区新町14丁目283番地１
債務者　小西　妙子
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５６号
京都市左京区八瀬野瀬町267番地　八瀬鱒乃坊アーバンコンフォート322号
債務者　藤本　香織
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係